

令和 6 年

第 1 回 定例 教育 委員会

我孫子市教育委員会

令和6年第1回定例教育委員会日程

日 時 令和6年1月25日（木） 午後2時から

場 所 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名

村松 弘康

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(指導課・学校教育課・教育相談センター・生涯学習課・文化・スポーツ課)

議案第2号 我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の制定について
(文化・スポーツ課)

議案第3号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (文化・スポーツ課)

議案第4号 我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について (指導課)

議案第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
(文化・スポーツ課)

議案第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
(学校教育課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ 9
議案第 3 号	我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ 14
議案第 4 号	我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 17
議案第 5 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）	・ ・ ・ ・ 19
議案第 6 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）	・ ・ ・ ・ 21

議案第 1 号

我孫子市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

近隣市の状況及び社会情勢を考慮し、非常勤の特別職の職員に対する報酬のうち日額 7, 0 0 0 円と定めるものについて、日額 9, 0 0 0 円に改定するため提案するものです。

我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
(1)の表 略		(1)の表 略	
(2) 附属機関の委員等		(2) 附属機関の委員等	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
生涯学習審議会委員	日額 <u>9,000円</u>	生涯学習審議会委員	日額 <u>7,000円</u>
教育支援委員会委員	日額 <u>9,000円</u>	教育支援委員会委員	日額 <u>7,000円</u>
文化財審議会委員	日額 <u>9,000円</u>	文化財審議会委員	日額 <u>7,000円</u>
通学区域審議会委員	日額 <u>9,000円</u>	通学区域審議会委員	日額 <u>7,000円</u>
幼児教育振興審議会委員	日額 <u>9,000円</u>	幼児教育振興審議会委員	日額 <u>7,000円</u>
特別職報酬等審議会委員	日額 <u>9,000円</u>	特別職報酬等審議会委員	日額 <u>7,000円</u>
名誉市民選考委員会委員	日額 <u>9,000円</u>	名誉市民選考委員会委員	日額 <u>7,000円</u>
総合計画審議会委員	日額 <u>9,000円</u>	総合計画審議会委員	日額 <u>7,000円</u>
住居表示審議会委員	日額 <u>9,000円</u>	住居表示審議会委員	日額 <u>7,000円</u>

農業振興協議会 委員	日額	<u>9,000円</u>
石けん利用推進 対策審議会委員	日額	<u>9,000円</u>
廃棄物基本問題 調査会委員	日額	<u>9,000円</u>
民生委員推薦会 委員	日額	<u>9,000円</u>
国民健康保険運 営協議会委員	日額	<u>9,000円</u>
健康づくり推進 協議会委員	日額	<u>9,000円</u>
交通安全推進協 議会委員	日額	<u>9,000円</u>
環境審議会委員	日額	<u>9,000円</u>
都市計画審議会 委員	日額	<u>9,000円</u>
土地区画整理審 議会委員	日額	<u>9,000円</u>
公共下水道事業 審議会委員	日額	<u>9,000円</u>
市民危機管理対 策会議委員	日額	<u>9,000円</u>
空家等対策協議 会委員	日額	<u>9,000円</u>
水道事業運営審 議会委員	日額	<u>9,000円</u>
ホテル等審査会 委員	日額	<u>9,000円</u>

農業振興協議会 委員	日額	<u>7,000円</u>
石けん利用推進 対策審議会委員	日額	<u>7,000円</u>
廃棄物基本問題 調査会委員	日額	<u>7,000円</u>
民生委員推薦会 委員	日額	<u>7,000円</u>
国民健康保険運 営協議会委員	日額	<u>7,000円</u>
健康づくり推進 協議会委員	日額	<u>7,000円</u>
交通安全推進協 議会委員	日額	<u>7,000円</u>
環境審議会委員	日額	<u>7,000円</u>
都市計画審議会 委員	日額	<u>7,000円</u>
土地区画整理審 議会委員	日額	<u>7,000円</u>
公共下水道事業 審議会委員	日額	<u>7,000円</u>
市民危機管理対 策会議委員	日額	<u>7,000円</u>
空家等対策協議 会委員	日額	<u>7,000円</u>
水道事業運営審 議会委員	日額	<u>7,000円</u>
ホテル等審査会 委員	日額	<u>7,000円</u>

建築、開発行為等紛争調整委員会委員		略
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	<u>9,000円</u>
行政不服審査会委員	日額	<u>9,000円</u>
資産等公開審査会委員	日額	<u>9,000円</u>
景観審議会委員	日額	<u>9,000円</u>
介護認定審査会	略	略
介護保険調整委員会委員	日額	<u>9,000円</u>
介護保険市民会議委員	日額	<u>9,000円</u>
障害者介護給付費等の支給に関する審査会委員	略	略
男女共同参画審議会委員	日額	<u>9,000円</u>
指定管理者選考委員	日額	<u>9,000円</u>
建築審査会委員	日額	<u>9,000円</u>

建築、開発行為等紛争調整委員会委員		略
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	<u>7,000円</u>
行政不服審査会委員	日額	<u>7,000円</u>
資産等公開審査会委員	日額	<u>7,000円</u>
景観審議会委員	日額	<u>7,000円</u>
介護認定審査会	略	略
介護保険調整委員会委員	日額	<u>7,000円</u>
介護保険市民会議委員	日額	<u>7,000円</u>
我孫子市障害者介護給付費等の支給に関する審査会委員	略	略
男女共同参画審議会委員	日額	<u>7,000円</u>
指定管理者選考委員	日額	<u>7,000円</u>
建築審査会委員	日額	<u>7,000円</u>

消防審議会委員	日額	<u>9,000円</u>
子ども・子育て 会議委員	日額	<u>9,000円</u>
いじめ問題対策 連絡協議会委員	日額	<u>9,000円</u>
いじめ防止対策 委員会委員	日額	<u>9,000円</u>
いじめ再調査委 員会委員	日額	<u>9,000円</u>
公契約審議会委 員	日額	<u>9,000円</u>
試験委員会委員 の項及び保健福 祉サービス調整 委員の項 略		略
行政改革推進委 員会委員	日額	<u>9,000円</u>
提案型公共サー ビス民営化制度 審査委員会委員	日額	<u>9,000円</u>
まち・ひと・し ごと創生有識者 会議委員	日額	<u>9,000円</u>
補助金等検討委 員会委員	日額	<u>9,000円</u>
健康福祉総合計 画推進協議会委 員	日額	<u>9,000円</u>
自殺対策協議会	日額	<u>9,000円</u>

消防審議会委員	日額	<u>7,000円</u>
子ども・子育て 会議委員	日額	<u>7,000円</u>
いじめ問題対策 連絡協議会委員	日額	<u>7,000円</u>
いじめ防止対策 委員会委員	日額	<u>7,000円</u>
いじめ再調査委 員会委員	日額	<u>7,000円</u>
公契約審議会委 員	日額	<u>7,000円</u>
試験委員会委員 の項及び保健福 祉サービス調整 委員の項 略		略
行政改革推進委 員会委員	日額	<u>7,000円</u>
提案型公共サー ビス民営化制度 審査委員会委員	日額	<u>7,000円</u>
まち・ひと・し ごと創生有識者 会議委員	日額	<u>7,000円</u>
補助金等検討委 員会委員	日額	<u>7,000円</u>
健康福祉総合計 画推進協議会委 員	日額	<u>7,000円</u>
自殺対策協議会	日額	<u>7,000円</u>

委員	
福祉有償運送運営協議会委員の項及び予防接種健康被害調査委員会委員の項	略
災害医療対策会議委員	日額 <u>9,000円</u>
がん検診運営委員会委員	日額 <u>9,000円</u>
老人ホーム入所判定委員会委員	日額 <u>9,000円</u>
子ども虐待等防止対策地域協議会代表者会議委員	日額 <u>9,000円</u>
谷津ミュージアム事業推進専門家会議委員	日額 <u>9,000円</u>
地域計画検討会委員	日額 <u>9,000円</u>
農地利用最適化推進委員	略
農産物直売所アンテナショップ跡地活用事業者選考委員会委員	日額 <u>9,000円</u>
地域公共交通協	日額 <u>9,000円</u>

委員	
福祉有償運送運営協議会委員の項及び予防接種健康被害調査委員会委員の項	略
災害医療対策会議委員	日額 <u>7,000円</u>
がん検診運営委員会委員	日額 <u>7,000円</u>
老人ホーム入所判定委員会委員	日額 <u>7,000円</u>
子ども虐待等防止対策地域協議会代表者会議委員	日額 <u>7,000円</u>
谷津ミュージアム事業推進専門家会議委員	日額 <u>7,000円</u>
地域計画検討会委員	日額 <u>7,000円</u>
農地利用最適化推進委員	略
農産物直売所アンテナショップ跡地活用事業者選考委員会委員	日額 <u>7,000円</u>
地域公共交通協	日額 <u>7,000円</u>

議会委員	
学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員	日額 <u>9,000円</u>
学校運営協議会委員	略
スポーツ推進委員	日額 <u>9,000円</u>
手賀沼公園便益施設設置予定者選定委員会委員	日額 <u>9,000円</u>
放課後対策事業運営管理業務委託事業者選定委員会委員	日額 <u>9,000円</u>
柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員	日額 <u>9,000円</u>
公園坂通り施設活用事業者選考委員会委員	日額 <u>9,000円</u>

(3)の表 略

(4) その他の非常勤職員

区分	報酬の額
学校医の項から あらか園嘱託医 の項まで 略	略
土地区画整理評	日額 <u>9,000円</u>

議会委員	
学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員	日額 <u>7,000円</u>
学校運営協議会委員	略
スポーツ推進委員	日額 <u>7,000円</u>
手賀沼公園便益施設設置予定者選定委員会委員	日額 <u>7,000円</u>
我孫子市放課後対策事業運営管理業務委託事業者選定委員会委員	日額 <u>7,000円</u>
柴崎地区産業用地整備事業者選考委員会委員	日額 <u>7,000円</u>
公園坂通り施設活用事業者選考委員会委員	日額 <u>7,000円</u>

(3)の表 略

(4) その他の非常勤職員

区分	報酬の額
学校医の項から あらか園嘱託医 の項まで 略	略
土地区画整理評	日額 <u>7,000円</u>

役員		役員	
鳥の博物館名誉館長の項から景観アドバイザーの項まで 略	略	鳥の博物館名誉館長の項から景観アドバイザーの項まで 略	略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 2 号

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

「受益者負担のあり方に関する基本方針」を踏まえた使用料の見直しとして、湖北台中央公園野球場の使用料を改正するほか、屋内運動場空調設備整備工事を実施した市内中学校について、受益者負担の適正化を図ることから、学校施設開放で使用する場合の中学校体育館の空調設備に係る使用料を新設するため、提案するものです。

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例

我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前							
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）							
1の表 略				1の表 略							
2 都市公園条例第6条に規定する有料公園施設の利用に係るもの				2 都市公園条例第6条に規定する有料公園施設の利用に係るもの							
区分		単位		金額 (円)		区分		単位		金額 (円)	
使用料	サッカー場（1面）の目及びサッカー場（少年用）（1面）の目	略		略		使用料	サッカー場（1面）の目及びサッカー場（少年用）（1面）の目	略		略	
	野球場（1面）	湖北一般・大学生	1時間	1,000			野球場（1面）	湖北一般・大学生	1時間	800	
		高校生以上		500			高校生以上	400			

	利根川 う う 園	下 一般・大 学生		略
		高校生 以下		略
	野球場（少 年用）（1 面）の目か ら駐車場の 目まで 略	略		略
入 館 料	略	略		略

備考 略

別表第3（第3条関係）

施設・設 備	単位	金額
我孫子市 生涯学習 センター 駐車場の 項から布 佐行政サ	略	略

	利根川 う う 園	下 一般・大 学生		略
		高校生 以下		略
	野球場（少 年用）（1 面）の目か ら駐車場の 目まで 略	略		略
入 館 料	略	略		略

備考 略

別表第3（第3条関係）

施設	単位	金額
我孫子市 生涯学習 センター 駐車場の 項から布 佐行政サ	略	略

サービスセンター会議室の項まで 略		
小学校及び中学校の体育館	1 時間当たり	100円
中学校の体育館の空調設備	1 時間当たり	240円
小学校の地域交流教室	略	略

備考

- 1 高校生以下の者を主たる構成員とする団体が小学校又は中学校の体育館を使用する場合は、**使用料（中学校の体育館の空調設備に係る使用料を除く。）**は、無料とする。
- 2 略

サービスセンター会議室の項まで 略		
小学校及び中学校の体育館	1 時間当たり	100円
小学校の地域交流教室	略	略

備考

- 1 高校生以下の者を主たる構成員とする団体が小学校又は中学校の体育館を使用する場合は、無料とする。
- 2 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の 2 の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお

従前の例による。

- 3 改正後の別表第3の規定は、令和6年6月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 3 号

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次
のように制定する。

令和 6 年 1 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 丸 智 彦

提案理由

「受益者負担のあり方に関する基本方針」を踏まえた使用料の見直しとして、
市民体育館野球場の使用料を改正するため、提案するものです。

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表（第11条、第17条関係）				別表（第11条、第17条関係）					
使用区分		使用料 （1時間 当たり。 ただし、 夜間照明 施設につ いては30 分当た り）		使用区分		使用料 （1時間 当たり。 ただし、 夜間照明 施設につ いては30 分当た り）			
専用使 用	メインアリーナの目 から会議室の目まで 略		略	専用使 用	メインアリーナの目 から会議室の目まで 略		略		
用	野球場	高 校 生 以 下 ・65歳 以 上	1 面	950円	用	野球場	高 校 生 以 下 ・65歳 以 上	1 面	750円
		一 般	1 面	1,900 円			一 般	1 面	1,500 円
野球場夜間照明施設 の目から庭球場夜間 照明施設の目まで		略		野球場夜間照明施設 の目から庭球場夜間 照明施設の目まで		略			

	略			略	
個人使用		略		略	
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 4 号

我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する告示の制定について

我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように制定にする。

令和 6 年 1 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 丸 智 彦

提案理由

我孫子市地域学校協働活動推進事業を円滑かつ効果的に実施するための組織として設置した我孫子市地域学校協働本部運営委員会の委員に、我孫子市学校運営協議会規則第 9 条に規定する学校運営協議会委員の代表者及び市民生活部市民協働推進課長を新たに加えるため、提案するものです。

我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱の一部を改正する告示

我孫子市地域学校協働活動推進事業実施要綱（令和3年教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(運営委員会の組織)</p> <p>第5条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 我孫子市学校運営協議会規則 (令和3年規則第5号)第9条に規定する学校運営協議会委員の代表者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 市民生活部市民協働推進課長</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>	<p>(運営委員会の組織)</p> <p>第5条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 月 25 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 丸 智 彦

提案理由

損害賠償額の決定について専決処分したので、議会に報告するものです。

損害賠償の額の決定について

賠償金額	賠償の理由	専決処分日
		過失割合
561,905円	令和5年11月2日午後1時45分頃、職員が我孫子市布佐1217番地我孫子市立布佐小学校駐車場において、駐車しようとして公用車を後進させたが、進まなかったことからアクセルを踏んだところ、急発進したため、当該公用車の左側に駐車中の賠償相手方の乗用車に接触し、当該乗用車の右側フロントバンパー、前部ホイール等を損傷させた。	令和6年1月19日
		市 100% 相手方 0%

議案第 6 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙とおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 月 25 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 丸 智 彦

提案理由

損害賠償額の決定について専決処分したので、議会に報告するものです。

損害賠償の額の決定について

賠償金額	賠償の理由	専決処分日
		過失割合
149,215円	令和5年11月22日午後2時50分頃、我孫子市白山3丁目7番3号我孫子市立白山中学校敷地内において、清掃中の生徒が側溝から熊手で落ち葉をかき出す際に、石が当該熊手に挟まっていることに気付かずに当該熊手を引き上げたところ、その石が飛んでしまい、近くに駐車中の賠償相手方の乗用車に当たり、当該乗用車のフロントガラスを損傷させた。	令和6年1月12日
		市 100% 相手方 0%